



栃木県公報

令和7(2025)年
12月26日(金)
号外
第58号

目次

条例

○職員の給与に関する条例等の一部改正	3
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正	50

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部改正 (栃木県条例第45号)

職員の給与を改定すること等のため、所要の改正をすることとしました。

1 主な改正点

(1) 納入表の改定

納入表の引上げ改定を行うこととしました。

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る支給月額の限度額を417,600円(現行416,600円)に改定することとしました。

イ 通勤手当

自動車等使用に係る手当額を引き上げるとともに、令和8(2026)年度以降の手当額について限度額を定めた上で人事委員会規則に委任する等の改正を行うこととしました。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

採用に伴い特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を満たした職員にも支給することとしました。

エ 宿日直手当

勤務1回当たりの支給額の限度額を7,700円(現行7,400円)に改定することとしました。

オ 期末手当

職員の期末手当について、令和7(2025)年12月期の支給割合を100分の127.5(現行100分の125)に、令和8(2026)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の126.25に改定することとしました。

知事等の期末手当について、令和7(2025)年12月期の支給割合を100分の177.5(現行100分の172.5)に、令和8(2026)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の175に改定することとしました。

カ 勤勉手当

職員の勤勉手当について、令和7(2025)年12月期の支給割合を100分の107.5(現行100分の105)に、令和8(2026)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の106.25に改定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、通勤手当に係る規定の一部は令和8(2026)年1月1日から、令和8(2026)年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定並びに通勤手当に係る規定の一部は同年4月1日から施行することとしました。

(2) 令和7(2025)年度の納入表の納入月額、初任給調整手当、特地勤務手当に準ずる手当及び宿日直手当に係る規定並びに通勤手当に係る規定の一部は令和7(2025)年4月1日から、令和7(2025)年12月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用することとしました。

(3) 所要の経過措置を規定することとしました。

(4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正 (栃木県条例第46号)

公立学校職員の給与を改定すること等のため、所要の改正をすることとしました。

1 主な改正点

(1) 教育職給料表の改定

教育職給料表の引上げ改定を行うこととしました。

(2) 宿日直手当の改定

勤務1回当たりの支給額の限度額を7,700円（現行7,400円）に改定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 令和7(2025)年度の教育職給料表の給料月額及び宿日直手当に係る規定は、令和7(2025)年4月1日から適用することとしました。

(3) 所要の経過措置を規定することとしました。

(4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

令和7年12月26日

栃木県条例第45号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

	改	正	後	
(初任給調整手当)				(初任給調整手当)
第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。			第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	
(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもつて充ててある職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u>	(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもつて充ててある職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u>	(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもつて充ててある職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u>	(1) 医師又は歯科医師の資格を有する者をもつて充ててある職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u>	第11条の4 略
(2) • (3) 略	(2) • (3) 略	(2) • (3) 略	(2) • (3) 略	2 国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他の事業が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び事務所以外の
2 • 3 略	2 • 3 略	2 • 3 略	2 • 3 略	第11条の4 略

地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(通勤手当)
第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

(通勤手当)

第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

地域又は事務所に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(通勤手当)
第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
(3) 略
3 ~ 9 略

第13条の3 略

2 新たに 給料表の適用を受ける職員と
なって特地事務所又は準特地事務所に在勤することと
て住居を移転した職員 に該当することと
となつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該
当することと なつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に
伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職
員との権衡上必要があるものとして人事委員会規則で定め
る職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じ
て、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につ
き、7,700円を超えない範囲内で任命権者がその勤務の内容に応じて定
める額を宿日直手当として支給する。
2 略

(期末手当)

第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 (人事委員会規則で
定める管理又は監督の地位にある職員 (第20条の4 第2項において「特
定幹部職員」という。) にあっては、100分の107.5) を乗じて得た額
に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ~ (4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、
同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の
107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
4 ~ 6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
(3) 略
3 ~ 9 略

第13条の3 略

2 国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員と
なって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなつたことに伴つ
て住居を移転した職員 (任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定め
る職員に限る。) 、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当すること
となつた事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該
当することとなつた日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に
伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職
員との権衡上必要があるものとして人事委員会規則で定め
る職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じ
て、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につ
き、7,400円を超えない範囲内で任命権者がその勤務の内容に応じて定
める額を宿日直手当として支給する。
2 略

(期末手当)

第20条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (人事委員会規則で
定める管理又は監督の地位にある職員 (第20条の4 第2項において「特
定幹部職員」という。) にあっては、100分の105) を乗じて得た額
に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ~ (4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、
同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の
105」とあるのは「100分の60」とする。
4 ~ 6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にとっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額
3～5 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にとっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額
3～5 略

別表第1 から別表第4 までを次のように改める。
別表第1 (第5条関係)

行 政 職 給 料 表

職員区分 号	職務級 給	給料月額 円						
定年再任用短時間勤務員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100

12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500

41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	

69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			

98	309,200	359,800
99	309,500	360,200
100	309,900	360,600
101	310,100	361,100
102	310,400	361,500
103	310,700	361,900
104	311,000	362,300
105	311,200	362,800
106	311,500	363,200
107	311,800	363,500
108	312,100	363,800
109	312,300	364,200
110	312,600	
111	313,000	
112	313,300	
113	313,500	
114	313,700	
115	314,000	
116	314,400	
117	314,600	
118	314,800	
119	315,100	
120	315,400	
121	315,700	
122	315,900	
123	316,200	
124	316,500	
125	316,800	

定年再用時勤職員	前任短間務員	基給料月額											
		基給料月額											
円	円	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	409,200	409,200	462,400	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員区分	号	職務級		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	級	級	級
定年再用時勤職員	1	225,600	246,600	269,600	290,200	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800		
	2	228,000	248,800	271,500	299,200	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800		
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700		
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900		
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900		
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300		
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200		
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700		
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900		
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600			
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100			
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400			
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100			
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300			
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700			

18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400
19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100
32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	

47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	

76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500
86	312,500	331,200	355,900	398,800		
87	313,200	332,200	357,400	399,400		
88	313,900	333,200	358,800	400,000		
89	314,600	334,100	360,100	400,300		
90	315,300	335,400	361,300	400,800		
91	316,000	336,600	362,500	401,300		
92	316,700	337,800	363,800	401,800		
93	317,200	339,000	365,100	402,200		
94	318,100	340,300	366,600	402,600		
95	319,000	341,500	368,100	403,100		
96	319,800	342,700	369,500	403,600		
97	320,500	343,900	370,800	404,000		
98	321,400	345,200	372,000	404,500		
99	322,300	346,400	373,100	405,000		
100	323,200	347,600	374,300	405,400		
101	324,100	349,000	375,400	405,700		
102	325,100	349,900	376,500	406,100		
103	326,100	350,900	377,600	406,500		
104	327,000	352,000	378,700	406,800		

105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400
122	337, 800	367, 300	388, 100	
123	338, 300	367, 700	388, 600	
124	338, 800	368, 100	389, 000	
125	339, 100	368, 500	389, 500	
126		368, 900	390, 000	
127		369, 300	390, 500	
128		369, 700	391, 000	
129		370, 100	391, 300	
130		370, 500	391, 800	
131		370, 900	392, 300	
132		371, 300	392, 800	

133		371, 500	393, 100
134		372, 000	393, 600
135		372, 300	394, 000
136		372, 600	394, 400
137		372, 900	394, 700
138		373, 300	395, 100
139		373, 800	395, 600
140		374, 300	396, 100
141		374, 600	396, 400
142		375, 100	
143		375, 600	
144		376, 100	
145		376, 400	
定年再任短時間勤務員	基給料月額	基準給料月額	基給料月額
	円 255, 400	円 267, 500	円 272, 000
	基給料月額	基準給料月額	基給料月額
	円 304, 600	円 321, 900	円 336, 500

備考 この表は、警察官に適用する。
別表第3(第5条関係)

職員区分	職務級	研究職給料表				
		1	2	3	4	5
定年再任短時間勤務員	1	196, 200 197, 300	246, 800 251, 100	338, 900 340, 900	388, 500 389, 900	460, 100 470, 300
	2	198, 500	253, 900	342, 900	391, 300	480, 000
	3	199, 600	256, 600	344, 800	392, 700	489, 900
	4					

員外の職員	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
員外の職員	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
員外の職員	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
員外の職員	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	

34	252,400	314,500	381,000	435,200
35	253,800	316,000	381,800	436,600
36	255,200	317,400	382,600	438,000
37	256,600	318,800	383,300	439,400
38	258,100	319,700	384,000	440,800
39	259,600	320,600	384,800	442,200
40	261,200	321,400	385,600	443,600
41	262,600	322,100	386,400	444,700
42	263,900	322,600	387,600	446,000
43	265,300	323,100	388,800	447,400
44	266,700	323,500	390,000	448,700
45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	
59	282,700	329,500	400,800	
60	283,300	329,800	401,500	
61	283,900	330,200	402,100	
62	284,500	330,700	402,800	

63	285,100	331,300	403,400
64	285,600	331,800	404,100
65	286,200	332,200	404,800
66	286,700	332,800	405,400
67	287,300	333,300	406,000
68	287,800	333,900	406,700
69	288,400	334,400	407,400
70	289,100	334,900	407,900
71	289,700	335,400	408,500
72	290,300	336,000	409,100
73	290,900	336,500	409,600
74	291,500	337,200	410,200
75	292,100	337,900	410,800
76	292,800	338,600	411,300
77	293,400	339,200	411,800
78	294,100	339,800	412,300
79	294,800	340,500	412,800
80	295,300	341,200	413,500
81	295,900	341,900	413,900
82	296,500	342,600	
83	297,200	343,200	
84	297,800	343,800	
85	298,300	344,300	
86	298,900	344,800	
87	299,600	345,200	
88	300,200	345,600	
89	300,700	345,900	
90	301,300	346,400	
91	302,000	346,700	

92	302,600	347,100
93	303,200	347,400
94	303,800	347,700
95	304,400	348,100
96	305,000	348,500
97	305,300	349,000
98	305,800	349,500
99	306,400	350,000
100	306,900	350,500
101	307,300	351,000
102	307,700	351,500
103	308,000	351,900
104	308,400	352,400
105	308,800	352,800
106	309,200	353,200
107	309,600	353,700
108	309,900	354,100
109	310,100	354,600
110	310,500	355,000
111	310,800	355,400
112	311,000	355,800
113	311,300	356,300
114	311,600	356,700
115	311,900	357,100
116	312,200	357,500
117	312,400	358,000
118	312,700	358,400
119	312,900	358,800
120	313,200	359,200

定年再用時勤職員	121	313,500	359,600	
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

ア 医療職給料表(1)

職員区分 年 号	職務の 給 給	1 給 給	2 給 給	3 給 給	4 給 給	級 級 級 級	級
							1 給 給
定前任短間務員	1	305,600	415,600	470,300	566,200		
	2	307,900	418,300	472,300	572,300		
	3	310,200	420,900	474,200	577,400		
	4	312,400	423,300	476,100	582,100		
定前任短間務員外職	5	314,500	425,600	477,500	586,400		
	6	318,000	427,800	479,200	590,700		
	7	321,500	429,800	481,000	594,100		
	8	324,900	431,900	482,800	597,000		
	9	328,300	434,000	484,600	599,500		
	10	331,800	435,500	486,300	601,800		
	11	335,200	437,000	488,100			
	12	338,600	438,500	489,900			
	13	342,000	439,900	491,700			
	14	345,500	441,300	493,400			
	15	348,900	442,800	495,200			

16	352,300	444,200	497,000
17	355,700	445,500	498,800
18	358,800	447,000	500,700
19	362,000	448,400	502,600
20	365,200	449,800	504,500
21	368,500	451,100	506,400
22	371,600	452,600	508,100
23	374,700	454,000	509,900
24	377,700	455,400	511,700
25	380,800	456,800	513,300
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700

45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200

73	500, 900	563, 000
74	501, 400	
75	501, 800	
76	502, 200	
77	502, 700	
78	503, 300	
79	503, 800	
80	504, 200	
81	504, 700	
82	505, 300	
83	505, 900	
84	506, 400	
85	506, 900	
定年再用時勤務員	基準給料月額	基準給料月額
前任短間務員	円 312, 900	円 412, 800
参考 イ 医療職給料表(2)	この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。	基準給料月額
職員区分 号	職務の級 給料月額	給料月額
定年再用時勤務員	円 201, 000 203, 100 205, 200 242, 400 207, 300 243, 700 209, 300	円 239, 800 241, 100 275, 900 294, 800 276, 700 295, 500 244, 900
前任短間務員	円 274, 400 275, 200 275, 900 294, 800 276, 700 295, 500 296, 200	円 293, 300 294, 100 294, 800 295, 500 330, 500 331, 900
以		円 326, 300 327, 700 329, 100 335, 600 337, 200 331, 900
		円 372, 300 374, 000 375, 600 377, 200 331, 900
		円 427, 200 429, 100 431, 100 432, 900 378, 700
		円 434, 700

外⑦職員	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	

35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		

64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	
86		303,000	341,100	362,300	
87		303,200	341,400	362,600	
88		303,400	341,700	362,900	
89		303,800	342,000	363,300	
90		304,000	342,200	363,600	
91		304,200	342,600	363,800	
92		304,400	342,900	364,100	

参考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の

の職員に適用する。
医療職給料表(3)
ウ

職員区分	職の号	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	級	1級	2級	3級	4級

年再用時勤職員		円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300

29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	

58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	

87	296,300	323,600	361,400	380,500
88	296,800	324,600	362,200	381,000
89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	

116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	

間 勤 職 員	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000
---------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条の4 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所(以下この項において「支給地域等」という。)に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められた場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域手当の支給割合(同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める支給割合とする。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合(同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める支給割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等による地域手当の支給割合を除き、前2条の規定にかかるらず、当該異動等の日から3年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間(以下この項において「異動保障期間」という。)(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下の間。以下この項において同じ。)、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所</p>	<p>第11条の4 栃木県の区域若しくは第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域若しくは事務所(以下この項において「支給地域等」という。)に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められた場合として人事委員会規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域手当の支給割合(同条第2項に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める支給割合とする。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合(同条第2項に定める割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める支給割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等による地域手当の支給割合を除き、前2条の規定にかかるらず、当該異動等の日から3年以内で人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間(以下この項において「異動保障期間」という。)(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(第11条の2第3項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下の間。以下この項において同じ。)、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が異動保障期間内に更に在勤する地域又は事務所</p>

を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合 (異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の2第3項の人事委員会規則で定める総合地の変更等により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合には、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合) 次号及び第3号において同じ。)
(2) • (3) 略

2

(通勤手当)

第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(通勤手当)

第12条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」とい
イ う。)が片道4キロメートル未満である職員 2,000円
イ イ 使用距離が片道4キロメートル以上10キロメートル未満である職
イ 員 4,200円
イ イ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職
イ 員 7,300円
二 二 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職
二 員 10,400円
オ オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職
オ 員 13,500円
カ カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職
カ 員 16,600円
キ キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職
キ 員 19,700円
ク ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職

を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合 (異動等前の支給割合が当該異動等の後に第11条の2第3項の人事委員会規則で定める総合地の変更等により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合には、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合) 次号及び第3号において同じ。)
(2) • (3) 略

2

(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」とい
イ う。)が片道4キロメートル未満である職員 2,000円
イ イ 使用距離が片道4キロメートル以上10キロメートル未満である職
イ 員 4,200円
イ イ 使用距離が片道10キロメートル以上14キロメートル未満である職
イ 員 7,300円
二 二 使用距離が片道14キロメートル以上20キロメートル未満である職
二 員 10,400円
オ オ 使用距離が片道20キロメートル以上24キロメートル未満である職
オ 員 13,500円
カ カ 使用距離が片道24キロメートル以上30キロメートル未満である職
カ 員 16,600円
キ キ 使用距離が片道30キロメートル以上34キロメートル未満である職
キ 員 19,700円
ク ク 使用距離が片道34キロメートル以上40キロメートル未満である職

員	22,800円	員	使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職
員	25,900円	員	使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職
員	29,100円	員	使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職
員	32,300円	員	使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職
員	35,500円	員	使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3~5 略

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支給する。

7~9 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

員	22,800円	員	使用距離が片道40キロメートル以上44キロメートル未満である職
員	25,900円	員	使用距離が片道44キロメートル以上50キロメートル未満である職
員	29,100円	員	使用距離が片道50キロメートル以上54キロメートル未満である職
員	32,300円	員	使用距離が片道54キロメートル以上60キロメートル未満である職
員	35,500円	員	使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 略

3~5 略

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支給する。

7~9 略

(期末手当)

第20条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に

掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にとっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を計算した額に100分の106.25 (特定幹部職員にあっては、100分の126.25) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の51.25 (特定幹部職員にあっては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額

3～5 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和41年栃木県条例第57号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後	附 則
1～7 略 (通勤手当の特例)	1～7 略 (通勤手当の特例)	8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年栃木県条例第49号) 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和6年改正条例第2条」といふ。) 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。
8 職員の給与に関する条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和7年改正条例第1条」といふ。) 第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る片道の通勤距離及びそれに応ずる加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに算出するものとする。	9 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限る。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。	(1)・(2) 略

10 略
 11 運賃等相当額（令和6年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（交通機関等（同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）が2以上ある場合における合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等（同項に規定する新幹線鉄道等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

10 略
 11 運賃等相当額（令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。）をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（交通機関等（同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）が2以上ある場合における合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等（同項に規定する新幹線鉄道等をいう。）が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和6年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号）第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のあることにより1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3

キロメートル以上	片道の通勤距離	キロメートル未満	加算額
6	8		1,320円
8	10		2,900
10	12		1,380
12	14		2,960

14	16	16	1,430
16	18	18	3,010
18	20	20	4,590
20	22	22	3,070
22	24	24	4,640
24	26	26	3,120
26	28	28	4,700
28	30	30	6,280
30	32	32	4,750
32	34	34	6,330
34	36	36	4,810
36	38	38	6,390
38	40	40	7,970
40	42	42	6,440
42	44	44	8,020
44	46	46	6,400
46	48	48	7,980
48	50	50	9,550
50	52	52	7,930
52	54	54	9,510
54	56	56	7,890
56	58	58	9,470
58	60	60	11,040
60	62	62	9,420
62	64	64	11,000
64	66	66	12,580
66	68	68	14,150
68	70	70	15,730
70	72	72	17,310
72	74	74	18,890
74	76	76	20,460
76	78	78	22,040
78	80	80	23,620
			25,200

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第3 附則別表第3を次のように改める。

片道の通勤距離 キロメートル以上	キロメートル未満	加算額
6	8	1,480円
8	10	3,100
10	12	1,620
12	14	3,240
14	16	1,760
16	18	3,380
18	20	5,000
20	22	3,530
22	24	5,150
24	26	3,670
26	28	5,290
28	30	6,910
30	32	5,430
32	34	7,060
34	36	5,580
36	38	7,200
38	40	8,820
40	42	7,340
42	44	8,960
44	46	7,380
46	48	9,010
48	50	10,630
50	52	9,050
52	54	10,670
54	56	9,090
56	58	10,710
58	60	12,340
60	62	10,760
62	64	12,380
64	66	14,000
66	68	15,620

68	70	72	74	76	78	80
70	72	74	76	78	80	
72	74	76	78	80		
74	76	78	80			
76	78	80				
78	80					
						26,970
						17,240
						18,860
						20,490
						22,110
						23,730
						25,350
						18,860
						17,240

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のようにより改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
1～7 略 (通勤手当の特例)		1～7 略 (通勤手当の特例)	
8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年栃木県条例第45号)第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例」という。)第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに對して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、支給単位期間につき、17,270円を超えない範囲内で四輪の自動車の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額とする。この場合において、同条第1項第3号に掲げる職員に係る加算額は、四輪の自動車を使用する区間ごとに加算するものとする。	8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年栃木県条例第45号)第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例」といいう。)第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに對して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。	8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年栃木県条例第45号)第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例」といいう。)第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに對して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。	8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年栃木県条例第45号)第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例」といいう。)第12条第1項第2号及び第3号に掲げる職員で四輪の自動車を使用するものに對して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による額に、その者の片道の通勤距離に応ずる附則別表第3の加算額の欄の額を加算した額とする。
9 令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限りる。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。 (1)・(2) 略	9 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限りる。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。 (1)・(2) 略	9 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限りる。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。 (1)・(2) 略	9 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場(人事委員会規則で定めるものに限りる。)を併せて利用しているもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対して支給する通勤手当の額は、前項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)を加算した額とする。
10 略 11 運賃等相当額(令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。)をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で	10 略 11 運賃等相当額(令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。)をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で	10 略 11 運賃等相当額(令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。)をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で	10 略 11 運賃等相当額(令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。)をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で

除して得た額(交通機関等(同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。)が2以上ある場合は、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額(同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。)をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等(同項に規定する新幹線鉄道等をいう。)が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和7年改正条例第2条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する正規の勤務時間(平成7年栃木県条例第1号)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を使用しなければならない正當な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員(四輪の自動車を使用する者には同項第2号及び第3号に掲げる職員(四輪の自動車を使用する者による。)のうち公務の運営上の事情により特別の形態により特別の形態により1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

除して得た額(交通機関等(同条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。)が2以上ある場合は、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額(同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をいう。)をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等(同項に規定する新幹線鉄道等をいう。)が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額と、前3項の規定により加算する額との合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同条第2項から第4項まで及び前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

12 令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第12条第1項第1号及び第3号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する正規の勤務時間(平成7年栃木県条例第1号)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を使用しなければならない正當な事由がある職員又は同項第2号及び第3号に掲げる職員(四輪の自動車を使用する者による。)のうち公務の運営上の事情により特別の形態により特別の形態により1月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び附則第8項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。

13・14 略

附則別表第2及び附則別表第3を次のようにより改める。

附則別表第2及び附則別表第3 削除

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すようにより改める。

(職員の給与条例の適用除外等)	(職員の給与条例の適用除外等)
第9条 略	第9条 略
2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合)	2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合)

を含む。) の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

第10条 職員の給与条例第9条の3 第10条、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定並びに学校職員給与条例第8条の3、第9条の2及び第9条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。

2・3 略

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

特定任期付職員給料表	
号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(職員の給与条例の適用除外等)	改	正	前
第9条 略			

(職員の給与条例の適用除外等)	改	正	前
第9条 略			

を含む。) の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。) 第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 略

第10条 職員の給与条例第9条の3 第10条、第11条の3から第11条の5まで、第13条の2、第13条の3及び第21条の規定並びに学校職員給与条例第8条の3、第9条の2及び第9条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。

2・3 略

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項（学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされの場合を含む。）の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

3 略

2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第20条第2項並びに第20条の4第2項（学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされの場合を含む。）の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、職員の給与条例第20条の4第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改 正 後

改 正 前

（給与に関する特例）

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号	給	給	料	月	額
1	428,000	1			414,000
2	491,000	2			475,000
3	556,000	3			538,000
4	642,000	4			621,000
5	746,000	5			722,000
6	851,000	6			824,000

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号	給	給	料	月	額
1	358,000	1			346,000

3～6 略	2 3	395,000 424,000	2 3	382,000 410,000
(給与条例の適用除外等)				
第6条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)。以下「給与条例」という。)第5条、第6条、第9条から第10条まで、第11条の5及び第20条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。	2 3	382,000 410,000	(給与条例の適用除外等)	略
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。	改 正 後	改 正 前	(給与条例の適用除外等)	
(9) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。				
第6条 略	2 3	382,000 410,000	(給与条例の適用除外等)	略
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。	改 正 前	改 正 前	(給与条例の適用除外等)	

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第10条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和29年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後	改	正	前
(期末手当)		(期末手当)					
第4条	略						
2	期末手当の額は、前項の基準日現在(退職し、又は死亡した知事等においては、退職し、又は死亡した日現在)において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の <u>177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。						
(1)～(4)	略						
3・4	略						

第11条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後	改	正	前
(期末手当)		(期末手当)					
第4条	略						
2	期末手当の額は、前項の基準日現在(退職し、又は死亡した知事等においては、退職し、又は死亡した日現在)において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の <u>175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。						
(1)～(4)	略						
3・4	略						

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年栃木県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(令和10年3月31日までの間ににおける地域手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 切替日から令和10年3月31日までの間ににおける地域手当の月額は、人事委員会規則で定める地域又は事務所にあっては、第2条改正後給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、_____</p> <p>_____人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、_____100分の20を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。</p> <p>2 略</p>	<p>附 則</p> <p>(令和10年3月31日までの間ににおける地域手当に関する経過措置)</p> <p>第6条 切替日から令和10年3月31日までの間ににおける地域手当の月額は、<u>人事委員会規則で定める地域又は事務所にあっては、第2条改正後給与条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、<u>_____100分の4を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、_____所にあっては人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、_____100分の20を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。</u></u></p> <p>2 略</p>

附 則
(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は令和8年1月1日から施行する。

2 第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)別表第1の改正規定及び第8条の規定(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。)による改正後の改正規定に限る。)による改正規定(一般職の任期付研究員条例の規定並びに附則第2条の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定(給与条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第6条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第8条の規定(任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第10条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定(以下「改正後の知事等の給与条例」という。)の規定は同年12月1日から適用する。

(特地勤務手当に関する手当に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第13条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受けた職員となつて給与条例第13条の2第1項に規定する特地事務所又は給与条例第13条の3第1項に規定する準特地事務所に在勤することとなつたことについて住居を移転した職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められたものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

(給与の内訳)

第3条 改正後の給与条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例、第8条の規定による改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の給与条例、第8条の規定による改正前の任期付職員条例、第8条の規定による改正前の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正

後の給与条例、第6条の規定による改正後の任期付職員条例、第8条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等の給与条例の規定による給与の内訳とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第2条 職員の給与に関する条例	第2条 職員の給与に関する条例
附則第10項から第20項までの規定は、 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正 法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している 職員には適用しない。	県条例第19号) 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「新給与条例」という。)附則第10項から第20項までの規定は、 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正 法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している 職員には適用しない。
2～4 略	2～4 略
5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな して、新給与条例	5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな して、新給与条例 第12条第2項、第15条第2項及び第3項並 びに附則第5項の規定を適用する。
6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の 給与に関する条例第20条第3項の規定を適用する。	6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与 条例 第20条第3項の規定を適用する。
7 職員の給与に関する条例第20条の4第1項の職員に暫定再任用職員が 含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区 分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中 「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務 職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附 則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定 により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」 と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前 再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	7 新給与条例 第20条の4第1項の職員に暫定再任用職員が 含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区 分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中 「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務 職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附 則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定 により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」 と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前 再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
8 職員の給与に関する条例第6条第3項から第10項まで、第9条の3及 び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	8 新給与条例 第6条第3項から第10項まで、第9条の3及 び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
9 略	9 略

栃木県条例第46号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例(昭和32年栃木県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(宿日直手当)		(宿日直手当)	
第11条 宿直又は日直の勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき7,700円の範囲内において教育委員会で定める額を宿日直手当として支給する。		第11条 宿直又は日直の勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき7,400円の範囲内において教育委員会で定める額を宿日直手当として支給する。	

別表第1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1(第6条關係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員区分	職員区分号	職務の級	給料	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	料 級		料 級	料 級
								2	3		
定年再任	1		円	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700	466,500	468,300	470,100
前任	2			215,300	261,200	334,300	390,900				
短時間勤務員	3			217,600	262,600	336,100	392,300				
以 外 職	4			219,900	264,000	337,800	393,700				
勤務員	5			222,100	265,400	339,400	395,100	471,800			
職員	6			224,400	266,600	341,300	396,500	473,500			
職員	7			226,600	267,800	343,200	398,000	475,400			
職員	8			228,800	269,000	345,000	399,400	477,200			
職員	9			231,000	270,300	346,800	400,700	478,900			
職員	10			233,200	271,400	348,800	402,100	480,500			
職員	11			235,400	272,500	350,600	403,600	482,100			
職員	12			237,600	273,700	352,300	405,100	483,600			
職員	13			239,800	275,000	354,000	406,400	485,100			
職員	14			241,900	276,700	355,700	407,900	486,400			
職員	15			244,000	278,400	357,200	409,400	487,800			

16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
30	265,800	308,200	379,100	430,700	
31	266,900	310,000	380,700	432,200	
32	267,900	311,700	382,200	433,700	
33	269,000	313,400	383,700	435,300	
34	270,100	315,200	385,300	436,700	
35	271,300	316,900	386,800	438,300	
36	272,600	318,500	388,300	439,800	
37	273,800	320,100	389,800	441,500	
38	274,900	321,800	391,300	443,000	
39	276,100	323,600	392,800	444,600	
40	277,200	325,300	394,200	446,200	
41	278,500	326,600	395,500	447,700	
42	279,500	328,500	397,000	449,200	
43	280,500	330,300	398,400	450,400	
44	281,400	332,000	399,800	451,600	

45	282,000	333,600	401,300	452,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100
47	283,600	337,200	404,500	455,300
48	284,400	338,900	405,900	456,500
49	285,100	340,600	407,100	457,600
50	285,900	342,300	408,500	458,800
51	286,600	344,000	409,900	460,000
52	287,400	345,700	411,200	461,200
53	288,200	347,400	412,400	462,400
54	289,000	348,700	413,600	463,600
55	289,700	350,000	414,900	464,800
56	290,500	351,300	416,200	466,000
57	291,200	352,800	417,500	467,100
58	291,800	354,400	418,800	467,700
59	292,600	355,900	420,200	468,200
60	293,400	357,500	421,400	468,700
61	294,100	358,900	422,600	469,200
62	294,700	360,500	424,000	469,800
63	295,500	362,100	425,400	470,300
64	296,100	363,500	426,700	470,800
65	297,100	365,000	427,900	471,300
66	297,900	366,600	429,100	
67	298,600	368,200	430,400	
68	299,300	369,700	431,800	
69	299,900	371,200	433,100	
70	300,600	372,800	434,300	
71	301,300	374,300	435,300	
72	302,000	375,800	436,500	
73	302,700	377,300	437,700	
74	303,400	378,900	438,800	

75	304,100	380,500	440,000
76	304,600	382,000	441,000
77	305,200	383,400	442,100
78	305,800	384,800	443,100
79	306,500	386,200	444,100
80	307,100	387,500	445,100
81	307,600	388,800	446,000
82	308,200	390,200	446,800
83	308,900	391,500	447,600
84	309,600	392,800	448,400
85	310,200	393,900	449,100
86	311,000	395,300	449,500
87	311,700	396,600	449,900
88	312,300	397,900	450,300
89	313,000	399,100	450,700
90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600

105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	

定年再用時勤職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
134	337,500	430,500	430,500
135	337,700	430,800	431,000
136	338,000		
137	338,300	431,200	
138	338,500	431,500	
139	338,800	431,800	
140	339,100	432,000	
141	339,300	432,200	
142	339,500	432,500	
143	339,800	432,800	
144	340,000	433,000	
145	340,300	433,200	
146	340,500		
147	340,800		
148	341,100		
149	341,300		
150	341,500		
151	341,800		
152	342,100		
153	342,300		

別表第2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第6条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員区分	員番号	職務級			給料額			給料額			給料額		
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
定年再任	1				212,900	234,000	332,500				361,900	448,100	
前用時短間	2				215,300	236,400	334,300				363,400	449,400	
在勤職務員	3				217,600	238,800	336,100				364,900	450,600	
の員外職員	4				219,900	241,300	337,800				366,300	451,900	
勤務員	5				222,100	243,700	339,400				367,700	453,000	
の員外職員	6				224,400	246,100	341,300				369,000	454,100	
の員外職員	7				226,600	248,500	343,200				370,300	455,300	
の員外職員	8				228,800	251,000	345,000				371,700	456,500	
の員外職員	9				231,000	253,400	346,800				373,100	457,800	
の員外職員	10				233,200	255,000	348,800				374,400	459,000	
の員外職員	11				235,400	256,600	350,600				375,700	460,100	
の員外職員	12				237,600	258,200	352,300				376,900	461,200	
の員外職員	13				239,800	259,800	354,000				378,100	462,400	
の員外職員	14				241,900	261,200	355,700				379,400	463,200	
の員外職員	15				244,000	262,600	357,200				380,600	464,000	
の員外職員	16				246,100	264,000	358,800				381,800	464,900	
の員外職員	17				248,200	265,400	360,400				382,800	465,800	
の員外職員	18				250,000	266,600	361,700				384,000	466,200	
の員外職員	19				251,700	267,800	362,900				385,200	466,700	
の員外職員	20				253,400	269,000	364,000				386,300	467,200	
の員外職員	21				255,100	270,300	365,300				387,300	467,700	
の員外職員	22				256,400	271,400	366,700				388,500	468,100	
の員外職員	23				257,700	272,500	368,100				389,700	468,600	
の員外職員	24				258,900	273,700	369,400				390,800	469,100	
の員外職員	25				260,100	275,000	370,600				391,800	469,600	
の員外職員	26				261,200	276,700	372,000				393,000	470,000	

27	262, 300	278, 400	373, 300	394, 100	470, 500
28	263, 400	280, 100	374, 600	395, 200	471, 000
29	264, 600	281, 800	375, 800	396, 300	471, 500
30	265, 700	283, 800	377, 200	397, 500	
31	266, 800	286, 000	378, 500	398, 700	
32	267, 800	288, 200	379, 800	399, 800	
33	268, 900	290, 400	381, 100	400, 800	
34	269, 900	292, 600	382, 300	401, 900	
35	270, 900	294, 800	383, 400	403, 100	
36	272, 000	296, 900	384, 600	404, 300	
37	273, 200	298, 900	385, 800	405, 500	
38	274, 100	300, 800	387, 000	406, 800	
39	275, 100	302, 700	388, 200	407, 900	
40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100	
41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200	
42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500	
43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500	
44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600	
45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800	
46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000	
47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200	
48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400	
49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500	
50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500	
51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800	
52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000	
53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200	
54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300	
55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400	
56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500	

57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500
58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700
59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900
60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100
61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700
62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500
63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200
64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700
65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000
66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300
67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700
68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100
69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400
70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800
71	299, 700	355, 800	421, 300	437, 100
72	300, 400	357, 300	422, 100	437, 400
73	300, 900	358, 600	422, 800	437, 700
74	301, 500	360, 100	423, 400	438, 000
75	302, 200	361, 600	424, 100	438, 300
76	302, 700	363, 000	424, 800	438, 600
77	303, 300	364, 400	425, 400	438, 800
78	303, 900	365, 900	426, 100	439, 100
79	304, 500	367, 400	426, 600	439, 400
80	305, 100	368, 900	427, 200	439, 600
81	305, 600	370, 200	427, 600	439, 800
82	306, 100	371, 500	428, 000	440, 100
83	306, 700	372, 800	428, 300	440, 400
84	307, 300	374, 000	428, 500	440, 600
85	307, 700	375, 200	428, 700	440, 800

86	308,100	376,400	429,000
87	308,600	377,500	429,300
88	309,100	378,600	429,500
89	309,500	379,600	429,700
90	310,000	380,700	430,000
91	310,400	381,800	430,300
92	310,900	382,900	430,500
93	311,200	384,000	430,700
94	311,700	385,100	431,000
95	312,200	386,100	431,300
96	312,600	387,200	431,500
97	312,900	388,200	431,700
98	313,300	389,200	432,000
99	313,700	390,100	432,300
100	314,100	391,000	432,500
101	314,500	391,800	432,700
102	314,800	392,800	433,000
103	315,100	393,600	433,300
104	315,400	394,500	433,500
105	315,600	395,300	433,700
106	315,900	396,200	
107	316,200	397,100	
108	316,400	398,000	
109	316,600	398,800	
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114	317,800	403,100	
115	318,000	404,000	

116	318, 300	404, 900
117	318, 600	405, 700
118	318, 800	406, 400
119	319, 100	407, 200
120	319, 400	408, 000
121	319, 600	408, 600
122	319, 800	409, 300
123	320, 000	410, 000
124	320, 300	410, 600
125	320, 600	411, 200
126		411, 900
127		412, 400
128		413, 000
129		413, 600
130		414, 200
131		414, 700
132		415, 200
133		415, 500
134		415, 800
135		416, 000
136		416, 300
137		416, 600
138		416, 900
139		417, 200
140		417, 500
141		417, 800
142		418, 100
143		418, 400
144		418, 700

145	418,900	418,900	418,900
146	419,200	419,200	419,200
147	419,500	419,500	419,500
148	419,700	419,700	419,700
149	419,900	419,900	419,900
150	420,200	420,200	420,200
151	420,500	420,500	420,500
152	420,700	420,700	420,700
153	420,900	420,900	420,900
154	421,200	421,200	421,200
155	421,500	421,500	421,500
156	421,700	421,700	421,700
157	421,900	421,900	421,900
定年再用時勤職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前任短間務員	円 238,400	円 285,800	円 314,300
			円 341,600
			円 425,600

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の栃木県立学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内訳)
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木県公立学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内訳とみなす。
(教育委員会規則への委任)
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。
(職員の給与に關する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 職員の給与に關する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後
---	---	---

附 則

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 栃木県公立学校職員給与条例

正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2～4 略

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、栃木県公立学校職員給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定を適用する。

6 栃木県公立学校職員給与条例第7条第3項から第10項まで及び第8条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 略

附 則

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の栃木県公立学校職員給与条例(以下「新学校給与条例」という。)附則第20項から第27項までの規定は、改正附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2～4 略

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定を適用する。

6 栃木県公立学校職員給与条例第7条第3項、第4項、第6項及び第8条から第10項まで並びに第8条の3並びに新学校給与条例第7条第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 略

(教育委員会事務局教育政策課)